
個人投資家向け株券等貸借取引に関する本協会関係諸規則の一部改正について

日証協 平 15. 5. 27

本協会では、5 月 27 日の理事会において、「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議)及び「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第 6 号)の一部を改正した。

今般の規則改正は、現行の株券等貸借取引制度を維持しつつ個人投資家との株券等貸借取引についてより一層の投資家保護が必要であるとの基本認識のもと必要なルールの方について個人投資家向け株券貸借取引制度検討研究会において検討し、本年 5 月 7 日に公表した報告書「個人投資家向け株券貸借取引等の取扱いについて」を踏まえて、本協会の関係諸規則について所要の整備を行うものである。

本規則改正は、6 月 16 日から施行することとした。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

個人投資家向け株券等貸借取引に関する本協会関係諸規則の一部改正について

平成15年5月27日

日本証券業協会

I 改正の趣旨

株券貸借取引は、機関投資家等との間で行われる取引として平成10年に解禁されたが、昨今、インターネットを利用した会員において個人投資家との間で行われていることを勘案し、本協会では、本年5月7日、現行の株券等貸借取引制度を維持しつつ、個人投資家との株券等貸借取引についてより一層の投資家保護が必要であるとの基本認識のもと、必要なルール の在り方について「個人投資家向け株券貸借取引制度検討研究会」において検討した結果を報告書「個人投資家向け株券貸借取引等の取扱いについて」としてまとめ公表したところである。

今般、この報告書にまとめた内容を実現するため、「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）及び「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（公正慣習規則第6号）の一部について、以下のとおり所要の規定の整備を行うこととする。

II 改正の骨子

1. 「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）の一部改正

- (1) 会員は、顧客（証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下「個人投資家等」という。）から株券を借り入れる場合は、あらかじめ

- ① 株券等貸借取引の基本的仕組みに関する事項
- ② 株券等貸借取引に伴うリスクに関する事項
- ③ 株券等貸借取引による株主の権利義務に関する事項
- ④ 株券等貸借取引に関する税制等の取扱いに関する事項

を説明しなければならないこととする。 (3.(1))

- (2) 会員は、個人投資家等と株券等貸借取引を行うに当たって、株券等貸借取引に伴うリスクについて当該個人投資家等の理解を得るように努め、当該個人投資家等の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得なければならないこととする。 (3.(2))

- (3) 会員は、株券等貸借取引における貸出者が個人投資家等である場合は、当該個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨の確認をあらかじめ又は同時に書面で得た場合を除き、担保（担保の差入れと同様の効果を有するものを含む。）を差入れることとする。

なお、無担保で取引を行う際は、貸出者の属性を問わず、会員は貸出者に対し

て、当該無担保での取引に伴うリスクに関する事項について十分説明することとする。(5.(2))

(4) 会員は、株券等貸借取引において貸出者となる場合、借入者から受け入れた担保金を適切に運用し、株券等貸借取引の健全性の確保に努めなければならないこととする。(8.)

(5) 会員は、株券等貸借取引が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うこととする。(15.)

(6) その他所要の規定の整備を図ることとする。

2. 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)の一部改正

- ・ 顧客等から消費寄託契約により株券等の寄託を受けるときは、「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議)の規定を準用する。(第8条第2項)

III 施行の時期

この改正は、平成15年6月16日から施行する。

以 上

「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議)の一部改正について

平成15年5月27日

(下線部分変更)

新	旧
2. 定義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ① } } (現行どおり) ⑩ ⑪ 時価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。 イ 6.(2)①に規定する株券、6.(2)⑧に規定する新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下同じ。)、6.(2)⑩に規定する交換社債券並びに 6.(2)⑯に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの 国内の証券取引所における最終価格(国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段) ロ 6.(2)②に規定する株券、6.(2)⑨に規定する転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。)のうち本協会に登録されているもの 本協会が公表する午後3時(半休日においては、午前11時)現在における直近の売買価格 ハ 6.(2)⑯に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの 投資信託協会が発表する時価 ニ } } (現行どおり) ヘ 3. 株券等貸借取引に関する説明及び確認 <u>(1) 会員は、顧客(証券取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家及びこれに相当する外国の法人その他の団体を除く。以下「個人投資家等」という。)から株券等を借り入れる場合は、あらかじめ当該個人投資家等に対し、次の事項に関して説</u>	2. 定義 この理事会決議において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 ① } } (省 略) ⑩ ⑪ 時価 有価証券等の時価は、次に掲げる有価証券等の区分に応じ次に定めるところによる。 イ 5.(2)①に規定する株券、5.(2)⑧に規定する新株予約権付社債券(同時に募集されかつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって一体で売買するものを含む。以下同じ。)、5.(2)⑩に規定する交換社債券並びに 5.(2)⑯に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち国内の証券取引所に上場されているもの 国内の証券取引所における最終価格(国内の証券取引所において気配表示が行われているときは、当該最終気配値段) ロ 5.(2)②に規定する株券、5.(2)⑨に規定する転換社債型新株予約権付社債券(新株予約権付社債のうち、商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号に係る決議を行っているものをいう。以下同じ。)のうち本協会に登録されているもの 本協会が公表する午後3時(半休日においては、午前11時)現在における直近の売買価格 ハ 5.(2)⑯に規定する投資信託受益証券及び投資証券のうち投資信託協会が前日の時価を発表するもの 投資信託協会が発表する時価 ニ } } (省 略) ヘ (新 設)

新	旧
<u>明しなければならない。</u> ① <u>株券等貸借取引の基本的仕組みに関する事項</u> ② <u>株券等貸借取引に伴うリスクに関する事項</u> ③ <u>株券等貸借取引による株主の権利義務に関する事項</u> ④ <u>株券等貸借取引に関する税制等の取扱いに関する事項</u> (2) <u>会員は、個人投資家等と株券等貸借取引を行うに当たって、株券等貸借取引に伴うリスクについて当該個人投資家等の理解を得るように努め、当該個人投資家等の判断と責任において当該取引を行う旨の確認を得なければならない。</u> 4. <u>株券等貸借取引契約の締結</u> (1) (現行どおり) (7) (8) 会員は、前記(1)から(3)の規定による基本取引契約書及び個別取引契約書（以下4.において「契約書」という。）の取り交わし、借用証書の差入れ及び受入れ並びに合意書の交換（以下4.において「契約書の取り交わし等」という。）に代えて、当該契約書の取り交わし等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該会員は、当該契約書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。 (9) (現行どおり) 5. <u>担保金等の受入</u> (1) (現行どおり) (2) 会員は、株券等貸借取引において借入者となる場合の担保金については、貸出者との合意のもとに決定するものとする。ただし、<u>貸出者が個人投資家等である場合は、当該個人投資家等から担保の差入れを必要としない旨の確認をあらかじめ又は同時に書面で得た場合を除き、担保（担保の差入れと同様の効果を有するものを含む。）を差入れるものとする。また、無担保で取引を行う際は、貸出者の属性を問わず、会員は貸出者に対して、当該無担保での取引に伴うリスクに関する事項について十分説明するものとする。</u> (3) (現行どおり)	3. <u>株券等貸借取引契約の締結</u> (1) (省 略) (7) (8) 会員は、前記(1)から(3)の規定による基本取引契約書及び個別取引契約書（以下3.において「契約書」という。）の取り交わし、借用証書の差入れ及び受入れ並びに合意書の交換（以下3.において「契約書の取り交わし等」という。）に代えて、当該契約書の取り交わし等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で行うことができる。この場合において、当該会員は、当該契約書の取り交わし等を書面により行ったものとみなす。 (9) (省 略) 4. <u>担保金等の受入</u> (1) (省 略) (2) 会員は、株券等貸借取引において借入者となる場合の担保金については、貸出者との合意のもとに決定するものとする。ただし、無担保で取引を行う際は、会員は貸出者に対して当該取引に伴う<u>危険</u>に関する事項について十分説明するものとする。 (3) (省 略)

新	旧
6. 担保金の代用 (1) <u>5. 及び 7. の担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管するものとする。</u> (2) （ 現行どおり ） (3) 7. 担保金等の追加受入等 （ 現行どおり ） 8. 受入担保金の適切な運用 <u>会員は、株券等貸借取引において貸出者となる場合、借入者から受け入れた担保金を適切に運用し、株券等貸借取引の健全性の確保に努めなければならない。</u> 9. 担保金等の返還 （ 現行どおり ） 10. 貸借料の受入れ等 （ 現行どおり ） 11. 貸借残高等の照合 （ 現行どおり ） 12. 節度ある利用 （ 現行どおり ） 13. 新規の株券等貸借取引の禁止 （ 現行どおり ） 14. 社内規程の制定 （ 現行どおり ） 15. 社内管理体制の充実 <u>会員は、株券等貸借取引が自社の社内規則に基づき適正に行われたか否かについて、内部管理統括責任者の責任において定期的に検査を行うものとする。</u> 16. 株券等貸借取引状況の報告及び公表 （ 現行どおり ）	5. 担保金の代用 (1) <u>4. 及び 6. の担保金は、有価証券等をもって代用することができる。なお、担保金の代用として受け入れる有価証券等（以下「担保金代用有価証券」という。）の受入れに当たっては、その担保金としての実効性に十分留意するとともに、証憑書類等を保管するものとする。</u> (2) （ 省 略 ） (3) 6. 担保金等の追加受入等 （ 省 略 ） （ 新 設 ） 7. 担保金等の返還 （ 省 略 ） 8. 貸借料の受入れ等 （ 省 略 ） 9. 貸借残高等の照合 （ 省 略 ） 10. 節度ある利用 （ 省 略 ） 11. 新規の株券等貸借取引の禁止 （ 省 略 ） 12. 社内規程の制定 （ 省 略 ） （ 新 設 ） 13. 株券等貸借取引状況の報告及び公表 （ 省 略 ）

新	旧
付 則 この改正は、平成 15 年 6 月 16 日から施行する。	

**「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」(公正慣習規則第6号)
の一部改正について**

平成15年5月27日
(下線部分変更)

新	旧
第3章 委任契約及び消費寄託契約等 (消費寄託契約) 第8条 会員は、顧客等から消費寄託契約により有価証券の寄託を受けるときは、その契約を証する書面(以下「契約書」という。)2通を作成し、その1通を当該顧客等に交付し、他の1通を保存しなければならない。 <u>2 会員は、前項の規定にかかわらず、株券等について顧客等から消費寄託契約により寄託を受けるときは、「株券等の貸借取引の取扱いについて」(理事会決議)の定めるところによる。</u> 第6章 特別会員 (特別会員に対する準用) 第16条 第2条から第6条まで、第8条第1項及び第10条から第15条までの規定は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第2条中「有価証券」とあるのは「登録等証券業務に係る有価証券」と、「債券、投資信託の受益証券並びに株式会社証券保管振替機構、証券取引所及び決済会社が行う」とあるのは「債券、投資信託の受益証券及び証券取引所が行う」と、第3条中「保護預り約款」とあるのは「登録等証券業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第12条中「第9条」とあるのは「第17条」とそれぞれ読み替えるものとする。 付 則 この改正は、平成15年6月16日から施行する。	第3章 委任契約及び消費寄託契約等 (消費寄託契約) 第8条 会員は、顧客等から消費寄託契約により有価証券の寄託を受けるときは、その契約を証する書面(以下「契約書」という。)2通を作成し、その1通を当該顧客等に交付し、他の1通を保存しなければならない。 (新 設) 第6章 特別会員 (特別会員に対する準用) 第16条 第2条から第6条まで、第8条及び第10条から第15条までの規定は、特別会員についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特別会員」と、第2条中「有価証券」とあるのは「登録等証券業務に係る有価証券」と、「債券、投資信託の受益証券並びに株式会社証券保管振替機構、証券取引所及び決済会社が行う」とあるのは「債券、投資信託の受益証券及び証券取引所が行う」と、第3条中「保護預り約款」とあるのは「登録等証券業務に関する業務内容方法書に定める保護預り規程」と、第12条中「第9条」とあるのは「第17条」とそれぞれ読み替えるものとする。

規則改正案に対するパブリックコメントと本協会の考え方
(個人投資家向け株券貸借取引等の取扱いについて)

平成 15 年 5 月 27 日

本協会では、個人投資家向け株券等の貸借取引の取扱いに係る本協会関係規則の改正について、5 月 7 日から同 21 日までの間にパブリックコメントの募集を行った。

この間に寄せられた意見（計 4 件）及び意見に対する考え方は次のとおりである。

1.

リスク等に関する説明義務については、その手段としてホームページ上での説明で完結させても投資家保護上問題無いものとする。

リスクの説明は、個人投資家がきちんと把握しかつ納得することが必要である。ネット証券においては対面での説明が行えないことから、当該取引に係るリスク等の説明をホームページ上で行うことは問題無いとするが、当該説明の記載の後に「了解」等のボタンを用意して顧客にクリックしてもらう等、投資家が当該説明を読み理解したかどうかの確認の対応が必要である。

2.

消費貸借契約と消費寄託契約に盛り込むべき内容について、個人投資家に混乱を与えないよう整合性を図ることについては理解する。しかし、一言一句同じ文言とするような書式の統一は不要であり各社の創意工夫に委ねられるべきものとする。

現在、「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）では、消費貸借契約に基づく基本契約書及び個別契約書の記載項目について規定しており、別途「基本契約書」の雛型を公表しているところであるが、これは各社が基本契約書を作成する場合の「参考様式」である。

今般の規則改正において、「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」（公正慣習規則第 6 号）第 8 条に基づき株券等の消費寄託契約を締結する場合は上記理事会決議によるものとされることから、消費貸借契約と同様の項目が消費寄託契約にも盛り込まれる必要があるが、統一書式を定めることは考えておらず、ご指摘のとおり各社の創意工夫に委ねられるものである。

3.

個人投資家の保有する株券の所有権が一時的にせよ他社に移る以上、その担保（担保と同様の効果を有するものを含む）の提供がないまま個人投資家が株券を貸し出せば、会員の破綻等により投資家に大きな損失を与えてしまうことは明白であり、個人投資家は大きなリスクを負う。

このような観点から、個人投資家が十分にそのリスクの大きさを承知した上で自己責任で取引に応じることを許容するとしても、会員が借り入れようとする時にあらかじめ、担保の提供を受けずに借り入れる旨を顧客から確認すべきである。

パブリックコメントでも提示したように、「会員が個人投資家から株券を借入れる場合、個人投資家が担保の提供を必要としない旨の確認を速やかに書面で得た場合を除き、担保（担保の提供と同様の効果を有するものを含む）を提供するものとする。」としているが、ご指摘のとおり、契約の締結以前又は同時に書面による確認書の徴求が必要であると考えられるので、理事会決議の規定において、「あらかじめ又は同時に」の文言を挿入することとする。

4.

株券貸借取引に起因するリスクの大きさを顧客がコントロールできるようにするために、顧客が担保の提供を受けずに貸し出す株券の銘柄をあらかじめ特定し、例えば顧客が一部の株券のみを貸し出すことも選択できるようにし、その銘柄について書面で確認することも必要であるとする。

「株券等の貸借取引の取扱いについて」（理事会決議）においては、まず「基本契約書」において基本的な取引方法を包括的に定めておき、実際に貸借取引を行う時に個別取引契約書等において銘柄名や数量等を定めることとしている。

従って、顧客が貸し出す銘柄を選択しその確認を行うことは、個別取引契約締結の段階で可能である。

もちろん、各社及び顧客の判断及び合意の上で、基本契約締結の段階で貸借取引を行う銘柄を特定しておくことは妨げない。

以 上